

# 自然科学研究機構分子科学研究所特別共同利用研究員受入審査委員会要領

平成16年4月1日  
分子科学研究所長裁定  
最終改正 令和6年4月1日

## (目的)

第1 この要領は、自然科学研究機構分子科学研究所特別共同利用研究員受入規則第6条の規定に基づき、自然科学研究機構分子科学研究所（岡崎共通研究施設にあっては、分子科学研究所が緊密な関係及び協力を行う研究施設を含む。以下「研究所」という。）における特別共同利用研究員（以下「研究員」という。）の受入れ等について審査するため、特別共同利用研究員受入審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## (組織)

第2 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 研究総主幹
- 二 各研究主幹
- 三 各研究施設長
- 四 計算科学研究センター長
- 五 大学院委員会委員長

## (審議の対象)

第3 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- 一 研究員の受入れの許可に関する事項
- 二 研究員の受入れを中止、又は取り消しに関する事項
- 三 その他研究員の受入れに関する事項

## (委員長)

第4 委員会に委員長を置き、大学院委員会委員長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

## (定足数等)

第5 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、議事を開くことができない。

2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

## (庶務)

第6 委員会の庶務は、岡崎統合事務センター国際研究協力課において処理する。

## (雑則)

第7 この要領の実施に関し必要な事項は、研究所長が別に定める。

## 附 則

この要領は、平成16年4月1日から実施する。

## 附 則

この要領は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から実施する。